

(H20.04.01)

1. 事業の目的

指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供する。

2. 運営方針

- ① 要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携のもと、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 利用者のみならず、その家族を対象に介護援助方法を提供し、家庭介護の一部を担う。

3. いいたてヘルプステーションの概要

(1) 事業所の名称及び所在

名称	住所	介護保険指定番号
いいたてヘルプステーション	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	指定訪問入浴介護（福島県 0773300108）
実施地域	飯舘村（地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。）	

(2) 職員の職種及び員数、（職務内容）

管理者 （施設の維持、管理・運営）	1人 （兼務）	サービス提供責任者 （利用者の調整、介護計画作成）	1人	介護職員 （身体介護及び生活援助）	6人 （4人兼務）
----------------------	------------	------------------------------	----	----------------------	--------------

(3) 営業時間

月曜日～土曜日（祭日でも営業）	午前8：30～午後5：30（但し、時間外であっても必要に応じますのでご相談下さい。）
休日	日・年末年始（12月29日～1月3日）（但し、休日であっても必要に応じますのでご相談下さい。）

4. サービス内容

(1) 身体介護

- ① 食事介助・・・食事摂取が困難な利用者に対して介助を行います。
- ② 入浴介助・・・寝たきり等及び障害があるため入浴が困難な利用者に対して入浴の介助を行います。
- ③ 排泄介助・・・おむつ等の利用者の排泄介助や尿意のある利用者のトイレ誘導を行います。
- ④ 清拭・・・諸事情により入浴が困難な利用者に対して身体の清拭を行います。
- ⑤ 体位交換・・・寝たきりのための床ずれ等の恐れがある場合や予防のための体位交換を行います。

(2) 生活援助

- ① 買物・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により買出しに行けない場合、利用者に代わり買物を行います。
- ② 調理・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により調理ができない場合、利用者に代わり調理を行います。
- ③ 掃除・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により掃除ができない場合、利用者に代わり掃除を行います。
- ④ 洗濯・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により洗濯ができない場合、利用者に代わり洗濯を行います。

※ 事業者及び看護職員、介護職員は、サービスを提供するうえで、利用者及びその家族の知り得た情報等を正当な理由なく第三者には漏らしません。またこの守秘義務は契約終了後も同様に厳守いたします。

5. 料金等

(1) ご利用できる方：介護保険認定で要介護等の方が対象となります。

(2) 利用料（基本料金）

	30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上（30分増すごとに）	
	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担
身体介護	2,310円	231円	4,020円	402円	5,840円（830円加算）	584円（83円加算）
生活援助	—	—	2,080円	208円	2,910円（830円加算）	291円（83円加算）

※ 当時業者をご利用になる場合、これらの料金に15%の加算（特別地域加算）が必要となります。

- ① 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は、25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は、50%増しとなります。
- ② 上記の利用設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ③ やむを得ない事情があり、且つ利用者の同意を得て2人で訪問した場合、2人分の料金となります。
- ④ 実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、通常の事業実施地域を越える地点から片道1kmあたり25円の実費が必要となります。

5. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者に様態の変化等があった場合、ご家族又は緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に救急車を要請する等措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者（市町村）・利用者のご家族・居宅介護支援事業所に連絡して必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

7. サービス内容に関する相談・苦情

（受付：月～土曜日 午前8時30分～午後5時30、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることもできます。）

管理者	施設長	三瓶 政美	0244-42-1700	第三者委員		山田 義忠	0244-42-0198
相談・苦情受付担当者	サービス提供責任者	渡邊志津子	0244-42-1700	林 絹子	0244-42-0217	伊東 利	0244-42-0415
苦情解決責任者	施設長	三瓶 政美	0244-42-1700	佐藤 拓末	0244-42-1486	高橋サキ子	0244-43-2954

(1) 苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を随時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会いの要否についてお伺いする。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

(2) 当施設以外の相談・苦情の窓口 飯舘村役場 健康福祉課（電話 0244-42-1620）
福島県国民健康保険団体連合会（電話 024-523-2702）

※ 上記の内容、またその他にも何か知りたいことがございましたら、気軽に当ステーションへご連絡下さい。 TEL 0244-42-1700

(H20.04.01)

1. 事業の目的

指定介護予防訪問介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供する。

2. 運営方針

- ① 要支援者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携のもと、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 利用者のみならず、その家族を対象に介護援助方法を提供し、家庭介護の一部を担う。

3. いいたてヘルパーステーションの概要

(1) 事業所の名称及び所在

名称	住所	介護保険指定番号
いいたてヘルパーステーション	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	指定介護予防訪問入浴介護(福島県 0773300108)
実施地域	飯舘村(地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。)	

(2) 職員の職種及び員数、(職務内容)

管理者 (施設の維持、管理・運営)	1人 (兼務)	サービス提供責任者 (利用者の調整、介護計画作成)	1人	介護職員 (身体介護及び生活援助)	6人 (4人兼務)
----------------------	------------	------------------------------	----	----------------------	--------------

(3) 営業時間

月曜日～土曜日(祭日でも営業)	午前8:30～午後5:30(但し、時間外であっても必要に応じますのでご相談下さい。)
休日	日・年末年始(12月29日～1月3日)(但し、休日であっても必要に応じますのでご相談下さい。)

4. サービス内容

(1) 身体介護

- ① 食事介助・・・食事摂取が困難な利用者に対して介助を行います。
- ② 入浴介助・・・入浴が困難な利用者に対して入浴の介助を行います。
- ③ 排泄介助・・・おむつ等の利用者の排泄介助や尿意のある利用者のトイレ誘導を行います。
- ④ 清拭・・・諸事情により入浴が困難な利用者に対して身体の清拭を行います。

(2) 生活援助

- ① 買物・・・買出しに行けない場合、利用者に代わり買物を行います。
- ② 調理・・・調理ができない場合、利用者に代わり調理を行います。
- ③ 掃除・・・掃除ができない場合、利用者に代わり掃除を行います。
- ④ 洗濯・・・洗濯ができない場合、利用者に代わり洗濯を行います。

※ 事業者及び看護職員、介護職員は、サービスを提供するうえで、利用者及びその家族の知り得た情報等を正当な理由なく第三者には漏らしません。またこの守秘義務は契約終了後も同様に厳守いたします。

5. 料金等

(1) ご利用できる方：介護保険認定で要支援等の方が対象となります。

(2) 利用料(基本料金 1ヶ月) ()内は15%加算額

支給区分	I (おおむね週1回)	II (おおむね週2回)	III (おおむね週3回以上)
1.利用料金	12,340円 (14,191円)	24,680円 (28,382円)	40,100円 (46,115円)
2.うち、介護保険から 給付される額	11,106円 (12,772円)	22,212円 (25,544円)	36,090円 (41,504円)
3.サービス利用にかかる 自己負担額(1-2)	1,234円 (1,419円)	2,468円 (2,838円)	4,010円 (4,611円)

※ 原則として日割での割引、又は増額はありませぬ。

※ 当時業者をご利用になる場合、これらの料金に15%の加算(特別地域加算)が必要となります。

- ① 実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、通常の事業実施地域を越える地点から片道1kmあたり25円の実費が必要となります。

5. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者に様態の変化等があった場合、ご家族又は緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に救急車を要請する等措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

(1) サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者(市町村)・利用者のご家族・居宅介護支援事業所に連絡して必要な措置を講じます。

(2) サービス提供を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

7. サービス内容に関する相談・苦情

(受付：月～土曜日 午前8時30分～午後5時30、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることできます。)

管理者	施設長	三瓶 政美	0244-42-1700	第三者委員		山田 義忠	0244-42-0198
相談・苦情受付担当者	サービス提供責任者	渡邊志津子	0244-42-1700	林 絹子	0244-42-0217	伊東 利	0244-42-0415
苦情解決責任者	施設長	三瓶 政美	0244-42-1700	佐藤 拓末	0244-42-1486	高橋サキ子	0244-43-2954

(1) 苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を随時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会いの要否についてお伺いする。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

(2) 当施設以外の相談・苦情の窓口 飯舘村役場 健康福祉課 (電話 0244-42-1620)
福島県国民健康保険団体連合会 (電話 024-523-2702)

上記の内容、またその他にも何か知りたいことがございましたら、気軽に当ステーションへご連絡下さい。 TEL 0244-42-1700

1. 事業の目的

(H20.04.01)

指定訪問入浴介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員等の者が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護支援を提供する。

2. 運営方針

- ① 要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携のもと、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 入浴を通して質の高い日常生活の支援をする。

3. いいたてヘルパーステーションの概要

(1) 事業所の名称及び所在

名 称	住 所	介護保険指定番号
いいたてヘルパーステーション	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	指定訪問入浴介護 (福島県 0773300108)
実 施 地 域	飯舘村 (地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。)	

(2) 職員の職種及び員数、(職務内容)

管 理 者 (施設の維持、管理・運営)	1人 (兼務)	看 護 職 員 (バイタル及び身体状況管理等)	2人 (2人兼務)	介 護 職 員 (入浴介助)	4人 (2人兼務)
------------------------	------------	----------------------------	--------------	-------------------	--------------

(3) 営業時間

月曜日～土曜日 (祭日でも営業)	午前8:30 ~ 午後5:30
休 日	日・年末年始 (12月29日～1月3日)

4. サービス内容

- ① 寝たきりや障害があるために自宅での入浴が困難な場合、移動入浴車両を利用し入浴介助を行います。
 - ② 利用者の介護等に関する悩みごとや相談に随時応じます。
- ※ 事業者及び看護職員、介護職員は、サービスを提供するうえで、利用者及びその家族の知り得た情報等を正当な理由なく第三者には漏らしません。またこの守秘義務は契約終了後も同様に厳守いたします。

5. 料金等

(1) ご利用できる方：介護保険認定で要介護等の方が対象となります。

(2) 利用料 (1回)

- ① 全身浴 (看護職員1名と介護員2名) は、12,500円です。全身浴 (介護員3名) は、11,875円です。
清拭または部分浴は、8,750円です。ただし、本人負担は上記金額の1割負担となります。(当時業者をご利用になる場合、これらの料金に15%の加算 (特別地域加算) が必要となります。)
- ② 実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、通常の事業実施地域を越える地点から片道1kmあたり25円の実費が必要となります。

5. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者様へ様態の変化等があった場合、ご家族又は緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に救急車を要請する等措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者 (市町村)・利用者のご家族・介護予防支援事業所に連絡して必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

7. サービス内容に関する相談・苦情

(受付：月～土曜日 午前8時30分～午後5時30、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることもできます。)

管 理 者	施 設 長	三 瓶 政 美	0244-42-1700	第 三 者 委 員	山 田 義 忠	0244-42-0198	
相談・苦情受付担当者	准 看 護 師	齋 藤 ち か 子	0244-42-1700	林 絹 子	0244-42-0217	伊 東 利	0244-42-0415
苦 情 解 決 責 任 者	施 設 長	三 瓶 政 美	0244-42-1700	佐 藤 拓 末	0244-42-1486	高 橋 サ キ 子	0244-43-2954

(1) 苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を随時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会いの要否についてお伺いする。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

(2) 当施設以外の相談・苦情の窓口

飯舘村役場 健康福祉課 (電話 0244-42-1620)
福島県国民健康保険団体連合会 (電話 024-523-2702)

※ 上記の内容、またその他にも何か知りたいことがございましたら、気軽に当ステーションへご連絡下さい。

TEL 0244-42-1700



いいたてヘルパーステーションご利用案内

1. 事業の目的

(H20.04.01)

指定介護予防訪問入浴介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員等の者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護支援を提供する。

2. 運営方針

- ① 要支援者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携のもと、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 入浴を通して質の高い日常生活の支援をする。

3. いいたてヘルパーステーションの概要

(1) 事業所の名称及び所在

名 称	住 所	介護保険指定番号
いいたてヘルパーステーション	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	指定介護予防訪問入浴介護 (福島県 0773300108)
実 施 地 域	飯舘村 (地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。)	

(2) 職員の職種及び員数、(職務内容)

管 理 者 (施設の維持、管理・運営)	1人 (兼務)	看 護 職 員 (バイタル及び身体状況管理等)	2人 (2人兼務)	介 護 職 員 (入浴介助)	4人 (2人兼務)
------------------------	------------	----------------------------	--------------	-------------------	--------------

(3) 営業時間

月曜日～土曜日 (祭日でも営業)	午前8:30 ~ 午後5:30
休 日	日・年末年始 (12月29日～1月3日)

4. サービス内容

- ① 寝たきりや障害があるために自宅での入浴が困難な場合、移動入浴車両を利用し入浴介助を行います。
 - ② 利用者の介護等に関する悩みごとや相談に随時応じます。
- ※ 事業者及び看護職員、介護職員は、サービスを提供するうえで、利用者及びその家族の知り得た情報等を正当な理由なく第三者には漏らしません。またこの守秘義務は契約終了後も同様に厳守いたします。

5. 料金等

(1) ご利用できる方：介護保険認定で要支援等の方が対象となります。

(2) 利用料 (1回)

- ① 全身浴 (看護職員 1名と介護員 1名) は、8,540円です。全身浴 (介護員 2名) は、8,113円です。
清拭または部分浴は、5,978円です。ただし、本人負担は上記金額の1割負担となります。(当時業者をご利用になる場合、これらの料金に15%の加算 (特別地域加算) が必要となります。)
- ② 実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、通常の事業実施地域を越える地点から片道 1kmあたり 25円の実費が必要となります。

5. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者に様態の変化等があった場合、ご家族又は緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に救急車を要請する等措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者 (市町村)・利用者のご家族・介護予防支援事業所に連絡して必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

7. サービス内容に関する相談・苦情

(受付：月～土曜日 午前8時30分～午後5時30、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることできます。)

管 理 者	施 設 長	三 瓶 政 美	0244-42-1700	第 三 者 委 員	山 田 義 忠	0244-42-0198	
相談・苦情受付担当者	准 看 護 師	齋 藤 ち か 子	0244-42-1700	林 絹 子	0244-42-0217	伊 東 利	0244-42-0415
苦 情 解 決 責 任 者	施 設 長	三 瓶 政 美	0244-42-1700	佐 藤 拓 末	0244-42-1486	高 橋 サ キ 子	0244-43-2954

(1) 苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を随時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会いの要否についてお伺いする。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

(2) 当施設以外の相談・苦情の窓口

飯舘村役場 健康福祉課 (電話 0244-42-1620)

福島県国民健康保険団体連合会 (電話 024-523-2702)

※ 上記の内容、またその他にも何か知りたいことがございましたら、気軽に当ステーションへご連絡下さい。

TEL 0244-42-1700